

「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための  
の調査研究」及び「法曹有資格者による日本企業及び邦人  
の支援の方策等を検討するための調査研究」

サマリーペーパー

(改訂版)

2016年2月

(2018年3月改訂)

弁護士 野口 学 (2016年2月付作成者)

弁護士 藏田 知彦 (2018年3月付改訂者)

## 目 次

第1	はじめに	3
第2	インドネシアにおける日系企業・在留邦人の活動の実情	4
1	日系企業の活動の実情	
2	在留邦人の活動の実情	
第3	インドネシアにおける日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ	6
1	日系企業に対する法的支援のニーズについての検討	
2	在留邦人に対する法的支援のニーズについての検討	
3	日系企業に対する日本法弁護士による法的支援へのニーズの量	
第4	インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情	14
1	ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数等	
2	五大法律事務所からの出向	
3	五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士	
4	地方都市における日本法弁護士の活動	
5	ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容	
第5	日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方	17
1	外弁規制の概要及び運用の実情	
2	インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義	
3	日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察	

## 第1 はじめに

2014年度及び2015年度において、法務省から委託を受けた野口学弁護士（以下、「作成者」という。）は、インドネシアにおいて「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」<sup>1</sup>及び「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」<sup>2</sup>と題する調査研究を実施した。

2年間に及ぶ上記調査研究における具体的な調査研究事項は7項目であり、作成者は、それぞれについて報告書を提出し、調査研究結果全体を要約するため、サマリーペーパー（以下、「平成28年ペーパー」という。）を作成した。

しかしながら、その後の時間経過に伴い、上記調査研究につき作成者が調整した各報告書及び平成28年ペーパーの記載事項には、現在の事実関係及び法規制等に適合しない点が複数認められるようになり、それら記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる必要性が生じていた。そこで、弁護士藏田知彦（以下、「改訂者」という。）は、平成29年から平成30年2月にかけて、事後に事実関係及び法規制等が変更された事項及びその変更内容を調査するアップデート調査を行った。

本稿（以下、「本ペーパー」という。）は、平成28年ペーパーについて、同アップデート調査の結果に基づき、事後に事実関係及び法規制等が変更された記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる改訂を行ったものである。

本ペーパーの内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本ペーパーは、具体的な事案に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- ・本ペーパーに記載されている情報は、別途記載のない限り、記載された報告書が提出された時点のものである。
- ・本ペーパー中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、すべてインドネシアにおける外弁規制<sup>3</sup>上の制約の範囲内であることが前提となっている。

---

<sup>1</sup> 2014年度。

<sup>2</sup> 2015年度。

<sup>3</sup> 外国人弁護士の活動に対する規制。

る<sup>4</sup>。

・本ペーパーの内容は、作成者及び改訂者が所属している日本の法律事務所及び任期中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、作成者及び改訂者の個人的な見解である。また、各所からのヒアリング内容を記載した部分についてはヒアリング対象者の見解である。

## 第2 インドネシアにおける日系企業・在留邦人の活動の実情<sup>5</sup>

### 1 日系企業の活動の実情

#### (1) 日系企業のインドネシアへの進出動向

2016年時点において、インドネシアに進出している日系企業の総数は約2000社と言われている<sup>6</sup>。JETROが発行している“*JETRO DIRECTORY 2015-2016 EDITION JAPANESE COMPANIES AND REPRESENTATIVE OFFICES IN INDONESIA*”には、1530の日系企業現地法人及び180の日系企業駐在員事務所が掲載されている。

インドネシアへの日系企業の進出は、製造業が中心となってきた。帝国データバンクによる調査（注6参照）においても、進出日系企業の半数以上を製造業が占めている。また、日系中小企業の連合会であるSMEJ連合会<sup>7</sup>の会員企業は約8割が製造業である。2011年から2012年頃にかけては、自動車関連産業を中心に多くの日系製造業がインドネシアに進出し、その状況は「進出ラッシュ」と表現された。

他方で、最近では、製造業の進出は一段落しており、サービス業、金融、飲食、小

---

<sup>4</sup> たとえば、本ペーパー中には「日本法弁護士への相談」等の表現があるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内で、すなわち、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士と協働して実施されることが前提となっており、実務上もそのように行われている。本ペーパー中には、かかる前提についての記述が省略されている部分も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内における活動であることを当然の前提とする。

<sup>5</sup> 「第2」部分は、2015年2月提出の報告書に基づく。

<sup>6</sup> 株式会社帝国データバンクが2016年5月に行った調査によれば2021社であり、うち製造業が1019社。（<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p160504.pdf>。2018年2月1日閲覧）。

<sup>7</sup> JETRO ジャカルタ事務所に事務局を置いている日系中小企業の連合会。約400社が加盟（2014年当時）。

売、IT 関係等、様々な業種が進出してきている。また、中堅・中小企業の進出が増加している。

## (2) ジャカルタジャパンクラブ法人部会における活動

ジャカルタジャパンクラブ<sup>8</sup>は、インドネシアの首都ジャカルタ及びその近郊における日本人会機能と商工会議所機能を有する団体であり、インドネシア日本人社会において非常に大きな存在感を有している。JJC の法人部会は商工会議所機能を担っており、インドネシアにおける投資環境の改善に関する意見具申活動等に取り組んでいる。法人部会の会員は、2018年1月時点で、670社であり、インドネシアに進出している大手日系企業も多く名を連ねている。

JJC 法人部会は、会員企業が各種法令への対応に苦慮する事態が生じた場合など、その対応を協議し、場合によってはインドネシアの官庁と折衝を行うなど、インドネシアにおける日系企業の投資環境の整備について大きな役割を果たしている。必然的に、JJC 法人部会には、インドネシアにおける各種法令への対応、労務、税務等に関する知識が蓄積されることになる。作成者が日系企業に対して行ったヒアリングの際にも、「何か困ったことがあれば JJC に相談する。」という声が多く聞かれた。

## 2 在留邦人の活動の実情

### (1) 在留邦人の人数及びその推移、地域別の特色

在インドネシア日本国大使館領事部の統計によれば、直近3年間における在インドネシア日本国大使館に在留届を提出している日本人（以下、「在留邦人」という。）の人数及びその推移は、以下のとおりである<sup>9</sup>。

インドネシアにおける在留邦人の人数は増加傾向にあり、直近では毎年3～5%程度増加している。

	インドネシア全体	ジャカルタ
2014年	17,893人	10,998人
2015年	18,463人	10,943人
2016年	19,312人	11,306人

<sup>8</sup> 略称は、「JJC」。本ペーパーにおいても、以下、かかる略称を用いる。

<sup>9</sup> 在インドネシア日本国大使館のウェブサイト  
([http://www.id.emb-japan.go.jp/visaj\\_09.html](http://www.id.emb-japan.go.jp/visaj_09.html)、2018年2月1日閲覧)。

## (2) 地域別の在留邦人の特色

インドネシア在留邦人の多くは、ジャカルタ及びその近郊に居住している。この地域には、進出日系企業の約8割が集積している。ジャカルタ及びその近郊に居住している日本人の多くは、インドネシアに進出している日系企業の駐在員とその家族である。

一方、観光地として有名なバリ島には、日系企業の駐在員として在留している者はほとんどいない。バリ島に在留する日本人の多くは、インドネシア人と国際結婚をしており、特に、インドネシア人（バリ人）男性と結婚した日本人女性が多い。最近では、定年退職後に「リタイアメント・ビザ」を取得して滞在する日本人も増加している。

また、インドネシア第2の都市スラバヤを擁する東ジャワ州にも約830名の在留邦人が居住している。

## 第3 インドネシアにおける日系企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ<sup>10</sup>

### 1 日系企業に対する法的支援のニーズについての検討

#### (1) 序

作成者は、日系企業に対する法的支援のニーズが所在する具体的な分野について調査するため、日系企業各社、ジャカルタに駐在する日本法弁護士、JJC、JETRO ジャカルタ事務所、中小企業海外展開現地支援プラットフォームのプラットフォーム・コーディネーター及びSMEJ 連合会からヒアリングを行った。

以下では、各所からのヒアリングの内容を分析し、日系企業に対する法的支援のニーズの具体的な所在を明らかにする。

なお、日系企業各社からのヒアリングにおいては、「日本法弁護士による」法的支援に対する顕在化した積極的なニーズという論調での言及はさほどなかった<sup>11</sup>。そのため、以下では、日系企業が直面する問題について潜在する法的支援のニーズを抽

---

<sup>10</sup> 「第3」部分は、作成者による2015年2月提出の報告書に基づく。ただし、「第3」のうち「3」部分については、2016年2月提出の報告書に基づく。

<sup>11</sup> 日系企業各社からは、「ジャカルタに日本の弁護士がいることは知らない。」「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」といった声が聞かれた。インドネシア進出日系企業の間における、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることに対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度の向上は、重要な課題である。

出すというスタンスから記述している。

ヒアリング内容全体から浮かび上がってくるのは、最近進出した企業、特に、中堅・中小の企業に対する法的支援のニーズに応えることの重要性である。インドネシアに進出してから歴史の長い大規模な企業については、優秀なインドネシア人弁護士を選択し「使いこなす」能力を備えている。一方で、近年インドネシアに進出した企業、特に中堅・中小企業については、インドネシアにおける法務問題の処理体制が確立しておらず、相談先の確保が必要な企業が多いものと思われる。ジャカルタにおける日本法弁護士の活動促進には、近年進出した企業に対する法的支援という視点を重視する必要があるだろう。

## (2) 労務問題

### ア 労務問題の重要性

インドネシアに進出している日系企業には製造業が多い。製造業においては、工場を運営し多くのインドネシア人従業員を雇用するため、労務問題は避けて通れない問題である。

日系企業各社からのヒアリングにおいても、労務問題に慎重に対応しており、場合によってはトラブルを抱えている状況が明らかとなった。SMEJ 連合会へのヒアリングにおいては、「当地の日系中小企業が抱える最大の問題は、組合対応を含む労務問題である。」との回答があった。

また、労務問題については、インドネシアの労働法制に基づいた問題であり、かつ、インドネシア人労働者への対応が必要となるため、法務問題への対応に際して日本本社や他の東南アジア諸国に所在の関連会社（地域統括会社等）が有する法務部機能を用いることができる企業であっても、インドネシア現地法人が独力で対応しなければならないという特殊性が存在する。

### イ 具体的なニーズが存在する分野<sup>12</sup>

具体的なニーズが存在する分野としては、製造業に特に顕著であるが、労使関係の構築、組合対応、デモやストライキへの対応、契約社員の雇用期間満了の問題、などが挙げられる。

特に、契約社員の雇用期間満了に伴う退職については、契約社員の比率が高い

---

<sup>12</sup> 一方で、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件について、日本法弁護士としての関与の在り方が限定されることについては、本ペーパー「第5」「3」において後述。

企業も多く、対応を不安視する声が聞かれた。

また、製造業に限らない問題であるが、解雇、従業員の不正行為への対応や従業員が退職する際の守秘義務及び競業禁止義務に関連する問題も重要である。

#### ウ 日本語による法律サービスに対するニーズ

ヒアリングをした複数の日系企業から、労務問題については、日本語による法律サービスを望む声が聞かれた。労務問題は「心の問題」であるため、英語やインドネシア語でなく「完璧な日本語でのコミュニケーション」をとりたい、とのことであった。

このように、労務問題については、日本語による法律サービスの重要性が特に指摘される分野である。

### (3) 経営トップへの法的アドバイス

「日本法弁護士に対する」ニーズという観点からヒアリング内容を分析すると、経営トップへの法的アドバイスという視点が浮かび上がる。

ヒアリングを行ったある日系企業は、インドネシアでの長い歴史を持ち、かつ、規模の大きな企業である。法務部にはインドネシア人弁護士を抱え、場合によっては外部のインドネシア人弁護士にも直接依頼をすることによって、法務案件を社内で完結させることが可能な能力を有している。

しかし、一方で、経営トップに対する日本法弁護士による日本語での法律意見の提供についてはニーズが存在することを示唆していた。その理由として、インドネシアでは法の運用が不透明であるが、そのような状況の下で経営トップが判断をしなければならない点を挙げている。

インドネシアにおける法の運用は、発展途上という段階であり、非常に不透明かつ不安定である。各所からのヒアリングにおいても、法令が頻繁に改正されること、法令の内容が不明確であること、行政の裁量が非常に大きいこと、公務員から賄賂を求められる場合があること、などが頻繁に話題となった。そのような状況のもとで、法令を順守しながら経営判断をしなければならない日本人の経営トップにとっては、自社のインドネシア人法務スタッフがいかに有能であったとしても、日本法弁護士から母国語たる日本語で法律意見を聴取する機会が存在すれば、重要な意味を持つものと思われる<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> 当然のことながら、インドネシア人弁護士との協働の上で、外弁規制上、許容される範囲内においてという趣旨である。



#### (4) 日本本社への説明という視点

「日本法弁護士による」法律サービスについては、日本本社への説明という視点から有益性を指摘する声があった。

ヒアリングを行ったある日系企業は、自身があくまで日本本社の子会社であることから、何か問題が発生した場合には日本人経営層が納得できる方法で処理する必要があり、日本法弁護士が「上にたって」処理することが望ましい旨述べている<sup>14</sup>。

また、別の日系企業も、日本本社への説明は、(インドネシア人弁護士ではなく)日本法弁護士にしかできない旨指摘していた。

この点は、本ペーパー「第5」「2」で後述する日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与することの意義に関する議論そのものである。日本本社への説明については、日系企業の文化を十分に理解した日本法弁護士が関与することが望ましい。

#### (5) 税務訴訟のサポート、その他税務問題

ヒアリングをした日系企業各社においては、係争中の訴訟案件を抱えている企業はほとんどなかったが、税務訴訟については例外であり、たとえば、ある日系企業は税務関係の訴訟を毎年抱えていると述べていた。日系企業が税務訴訟を抱えるケースは多く、訴訟代理権のある税理士等を起用して対応しているようである。インドネシアの税務について日本法弁護士が可能な関与のあり方に関して限界があることは否めないが、税務訴訟のサポートという観点からニーズが存在する可能性もある。実際、ある日本法弁護士は、業務内容として税理士法人が行う税務訴訟のサポートを挙げていた。

また、別の日系企業は、移転価格税制の問題については、広く法的支援のニーズがある旨述べていた。日本法弁護士の関わり方に限界があることは税務訴訟と同様であるが、新たなニーズにつながる可能性も考えられる。

#### (6) 行政対応の支援

ヒアリングでは、行政への対応につき、日本法弁護士による日本語でのサポートのニーズについて言及があった。

インドネシアでは、行政側の対応について法的根拠という観点から疑問のある場合も多いが、そのような場合に、法的な理論武装という点からのサポートには意味

---

<sup>14</sup> この点についても、注13と同趣旨。

があるものと思われる<sup>15</sup>。

#### (7) 法令情報の提供

インドネシアにおいては、法令へのアクセスが非常に限定されている。外国企業である日系企業が、最新の法令を迅速に入手することは困難である。また、国法ではなく省令レベルで日系企業に重大な影響を及ぼす規制が発せられることが多く、新規制が発せられる際及び法令が改正される際の周知についても極めて不十分である。ヒアリングにおいても、法令が頻繁に改正されること及び突然改正されることについては、不満や戸惑いの声が非常に多かった。このような状況の下、法令情報の提供についてのニーズは一定程度存在するものと思われる。

#### (8) 取引関係から生じる法的トラブル

ヒアリングをした限り、取引関係の法的トラブルを抱えている企業はほぼ存在しなかった。このようなヒアリング結果は、ヒアリングを行った企業に製造業が多かったことに起因する可能性がある。製造業の場合、インドネシアで自ら取引先を開拓するという場合はさほどなく、すでにインドネシアに進出している日本での顧客との取引が多いようである。このような状況のもと、製造業においては、日系企業同士の取引が多く、取引関係から生じるトラブルがさほど存在しないものと思われる。

また、ある日系商社は、契約書を「ガチガチに」固めなければならないローカル企業との取引には積極的でない旨を述べていた。

しかしながら、この点は、ビジネスの相手方が日系企業であるかインドネシア企業であるかによって、また、業種等によっても異なるところであり、一概に述べることはできない。たとえば、インドネシアのローカル企業と代理店契約を締結している業態やインドネシアのローカル企業への販売を行っている企業では、契約に付随するトラブルに対処しなければならない場合が生ずるであろう<sup>16</sup>。

#### (9) インドネシアからの撤退に対する法的支援

---

<sup>15</sup> 一方で、行政対応について、日本法弁護士の関与の在り方が難しいことについては、本ペーパー「第5」「3」において後述する。

<sup>16</sup> さらに、2015年度の調査では、ある日系製造業から、日本におけるコンプライアンス意識の高まりを受けて、インドネシアにおける日系企業同士の取引であっても取引基本契約書の締結を進めていく方針である旨の話聞いた。このような状況から、インドネシア進出日系企業においても、契約法務への支援に対するニーズが一定程度存在しているものと考えられる。

SMEJ 連合会では、インドネシアからの撤退については法的支援のニーズが存在するとの話が聞かれた。インドネシアでは進出より撤退のほうがより困難である、とのことである。この点は、撤退にあたっての税務処理の問題が煩雑であることに起因する部分もあるが、一方で、合弁契約書の記載が不十分であったために合弁事業の解消が円滑に行えないなどの事態が生じる可能性もある。

ある日本法弁護士によれば、インドネシアからの撤退の事例はまださほど多くないとのことであるが、今後、インドネシアからの撤退に関する法的支援のニーズが生じる可能性もある<sup>17</sup>。

## 2 在留邦人に対する法的支援のニーズについての検討

### (1) ジャカルタ及びその近郊における在留邦人に対する法的支援のニーズ

ジャカルタ及びその近郊に居住する在留邦人には、日系企業の駐在員とその家族が多い。日系企業の駐在員とその家族については、勤務先である日系企業が適切なサポートを行っていることが多く、また、任期が満了すれば日本に帰国することが前提となっている。そのためか、各所からのヒアリングによっても、法的支援のニーズについて明確な形で見出すことができなかった。

しかしながら、勤務先に相談しにくい案件、たとえば、既婚の日本人男性がインドネシア人女性と不貞関係を持ち子供が生まれたといった事案などが散見された。

### (2) バリ島における在留邦人に対する法的支援のニーズ

バリ島には、インドネシア人男性と婚姻した日本人女性やリタイアメント・ビザで滞在している高齢者が多く、日系企業の駐在員として駐在している者はほとんどいない。そのため、バリ島における在留邦人（又は元日本国籍を有する者）に対する法的支援のニーズは、ジャカルタ及びその近郊における状況とは様相を異にする。

バリ日本人会等からのヒアリングでは、(i) インドネシア人からの名義借りで行っている小規模なビジネスに関するトラブル、(ii) 不動産購入に関するトラブル、(iii) 日本人女性とインドネシア人男性の離婚に関するトラブル、などが挙げられた。

---

<sup>17</sup> 2015年度の調査では、複数のジャカルタ駐在日本法弁護士より、インドネシアの景気が踊り場を迎えるにあたり、撤退を考える企業も増えるであろうとの話を聞いた。また、実際に撤退案件を扱うケースも徐々に増えてきているとのことであった。

### 3 日系企業に対する日本法弁護士による法的支援へのニーズの量<sup>18</sup>

#### (1) 序

以下では、日本法弁護士による法的支援へのニーズがどれほど存在するか、すなわち、ニーズの量という側面から検討する。

かかる検討の基礎資料として、本調査研究の一環として2015年9月17日に開催されたジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウムの際に、参加日系企業に対して実施したアンケート（以下、「本アンケート」という。）を用いている<sup>19</sup>。

また、最近の業務量について、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名よりヒアリングを行った。

#### (2) 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量に関する本アンケート結果の分析

本アンケートにおいて、インドネシアでビジネスを行うにあたって、法的な問題について弁護士などの専門家に相談する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ<sup>20</sup>、約85%<sup>21</sup>が必要性を感じたことがある旨回答している。

専門家への相談の必要性を感じた分野についての回答結果<sup>22</sup>を総合すると、概ね、労務、契約法務、債権回収、各種規制の解釈及びその対応方法、といった点が挙げられる。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士に相談した経験の有無を尋ねたところ<sup>23</sup>、相談した経験があるとの回答は約36%<sup>24</sup>に留まった。日本法弁護士以外の相談先について尋ねたところ<sup>25</sup>、「インドネシア人弁護士」との回答が最も多く<sup>26</sup>、次い

---

<sup>18</sup> 「3」部分は、2016年2月提出の報告書に基づく。

<sup>19</sup> 回答総数89。

<sup>20</sup> 質問事項は、「インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士などの専門家に相談したいと思ったことはありますか？」。

<sup>21</sup> 「ある」との回答数は76。「特にない」との回答数は13（約15%）。

<sup>22</sup> 質問事項は、「質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思った法的な問題は、どのような内容でしたか？以下にご記載ください（ご記載例：従業員の解雇に関するトラブル、ローカルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など）」。

<sup>23</sup> 質問事項は、「今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、法的な問題の予防又は対応について相談したことはありますか？」。

<sup>24</sup> 「ある」との回答数は32。「ない」との回答数は56（約63%）。

<sup>25</sup> 質問事項は、「ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、その相談先をご記載下さい（ご記載例：日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、な

で「日本人コンサルタント」<sup>27</sup>という回答であった。

続いて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がない日系企業に対して、今回のシンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ<sup>28</sup>、約73%<sup>29</sup>が、相談してみたいと思った旨を回答している。

本アンケート結果を総合すると、法的な問題に関する弁護士等の専門家への相談ニーズ自体は存在し、インドネシア人弁護士や現地で活動する日本人コンサルタントが相談の受け皿となっている実情が窺える。

一方で、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業のうち7割以上が、今後、日本法弁護士に相談してみたいと感じており、日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度の向上を前提として、日本法弁護士への相談のニーズが一定量潜在している様子が窺える。

### (3) 業務量に関する日本法弁護士へのヒアリング

作成者は、2016年2月、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名から最近の業務量についてヒアリングを行った。回答としては、(i) 順調に増えている、(ii) やや増えている、又は (iii) 以前と比べてさほど変化はない、といった趣旨が多く、業務量が減少しているとの話はなかった。むしろ、7名中2名からは、駐在日本法弁護士の増員を検討しているとの話を聞いた。

以上を総合すると、ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務量は、増加傾向にあると評価することが可能である。

### (4) 小括

前述したアンケート及び日本法弁護士に対するヒアリングの結果から、日本法弁護士による法的支援へのニーズは、徐々に顕在化しつつあると評価できるのではないかと考えている。

---

ど)。」

<sup>26</sup> 回答数は34。ただし、自由記載の回答内容を集計したため、一定の誤差があり得る。

<sup>27</sup> 回答数は29。一定の誤差があり得ることについて注27と同様。

<sup>28</sup> 質問事項は、「質問5で「2. ない」とお答えの方にお聞きします。今回のシンポジウムに参加されたことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在する日本の弁護士に相談してみたいと思いませんか。また、その理由についてもご記載下さい。」。

<sup>29</sup> 「思った」との回答数41。「思わない」との回答数5。母数は、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がないと回答した56。

## 第4 インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情<sup>30</sup>

### 1 ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数等

2018年1月の時点において、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数は10名である<sup>31</sup>。

日本法弁護士のインドネシア駐在が本格的に始まったのは、2010年頃のことであり、その歴史はさほど古いものではない。また、日本法弁護士がジャカルタに10名程度が駐在しているという状況については、ここ数年変化がない。

### 2 五大法律事務所からの出向

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士10名のうち5名は、東京に所在する5つの大規模な法律事務所<sup>32</sup>からの出向者である。五大法律事務所は各々が1名<sup>33</sup>の日本法弁護士をジャカルタに所在するインドネシア法律事務所<sup>34</sup>に駐在させている。

出向者のジャカルタ駐在について明確な任期を設けているか否かは各事務所それぞれであるが、駐在中の各弁護士とも、いずれはジャカルタを離任し、所属事務所より後任の弁護士が派遣されることが前提となっている。

最近、五大法律事務所のうち3つの法律事務所は、一步踏み込んだ形でジャカルタにおける存在を示している。

すなわち、A法律事務所<sup>35</sup>は、2014年11月、ジャカルタに所在のインドネシア法律事務所との提携を発表し、「A法律事務所 ジャカルタ事務所\* \*提携事務所」との名称を用いている。

また、B法律事務所は、2015年5月、提携先であるインドネシア法律事務所内にデスクを開設し、「B法律事務所 ジャカルタデスク」との名称を用いている。

同様に、C法律事務所は、2016年1月、提携関係を有するインドネシア法律事務所内に、「C ジャカルタデスク」という名称のデスクを開設した。

後述するように、インドネシアの外弁規制上、外国の法律事務所はインドネシアにおいて法律事務所を開設することはできない。そのため、前述の活動について、ジャ

<sup>30</sup> 主に2016年2月提出の報告書に基づいている。

<sup>31</sup> その内1名は、外務省の職員として在インドネシア日本国大使館で勤務している。

<sup>32</sup> 便宜上、以下、「五大法律事務所」という表現を用いる。

<sup>33</sup> 五大法律事務所の1つは、2018年中にジャカルタに駐在する日本法弁護士を1名増員し、2名体制にすることを決定している。

<sup>34</sup> インドネシア法に基づくインドネシア人弁護士の法律事務所を「インドネシア法律事務所」と表現することとする。

<sup>35</sup> 五大法律事務所の1つを示す。「B法律事務所」及び「C法律事務所」との記載も同趣旨。

カルタに所在するインドネシア法律事務所に日本の法律事務所から日本法弁護士が出向している、という基本的な法的枠組みに変更はないはずである。その上で、インドネシア法律事務所と提携関係を有し、提携先である事務所に日本法弁護士を常駐させているという状況を日本に向けてどのように説明するのかという点について、一步踏み込んだ表現が用いられているのである<sup>36</sup>。

### 3 五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士

前述の五大法律事務所からの出向者以外では、5名の日本法弁護士がジャカルタに駐在して活動している。

うち1名は、シンガポールに所在の大規模な法律事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在している。同弁護士は、以前は五大法律事務所の1つに所属しており、当時の所属事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在していた経験を有している。

別の1名は、JICA 長期専門家としてインドネシアに派遣された経験を有しており、もともと日本に所在の外資系法律事務所のパートナーであった弁護士である。現在は、知人であるインドネシア人弁護士が経営するインドネシア法律事務所でも執務している。

この両名については、完全にインドネシアに拠点を移している点、すなわち、日本の法律事務所からの出向ではない点に特徴がある。

### 4 地方都市における日本法弁護士の活動

インドネシアで活動する日本法弁護士はいずれも首都ジャカルタに駐在しており、地方都市に駐在する日本法弁護士は存在しない。インドネシア進出日系企業の大半がジャカルタ及びその近郊に所在しているため、今後もこの傾向は変わらないものと思われる。

一方で、インドネシア第2の都市スラバヤ<sup>37</sup>において、2015年9月より、在スラバヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」と題する法律相談を実施しており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回スラバヤに出張し、日系企業の相談に応じている<sup>38</sup>。

### 5 ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容

---

<sup>36</sup> 以上については、A 法律事務所乃至 C 法律事務所の公式な見解ではなく、あくまで作成者の考察であることを付言しておく。

<sup>37</sup> 日系企業は約150社が所在。

<sup>38</sup> <http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/000280974.pdf> (2018年2月1日閲覧)。

(1) 業務内容<sup>39</sup>・40

ジャカルタに駐在して活動している日本法弁護士が扱う案件は、ほぼすべてが日系企業をクライアントとする企業法務案件である。

日本法弁護士のジャカルタにおける業務は、大きく2種類に分かれる。まず、日系企業のインドネシアへの新規進出に関連する業務<sup>41</sup>である。次に、インドネシアに進出済みの日系企業の現地でのオペレーションに関連する業務である。

進出に関連する案件と現地でのオペレーションに関連する案件の比率は、各弁護士によって異なるが、概ね半々である。

進出に関連する案件としては、ローカルパートナー企業との合弁契約の締結、進出にあたってM&Aを行う場合の対応、進出を前提とした規制調査<sup>42</sup>、等である<sup>43</sup>。

日系企業の現地でのオペレーションに関する業務としては、不動産取引、労務、金融取引、債権回収、撤退、各種規制の調査及び各種相談<sup>44</sup>への対応といったものが挙げられる。

ジャカルタ駐在日本法弁護士からのヒアリングによれば、最近の新規進出案件の状況について、「進出ラッシュ」の頃と比べて日系企業の進出が一段落したことに加え、インドネシアの景気が踊り場を迎えていることから、減少傾向にあるとの話があった。一方で、別のジャカルタ駐在日本法弁護士からは、依然として進出案件を多く扱っているとの声が聞かれた。ただ、各弁護士からのヒアリングの内容を総合すると、新規進出案件のうち大型の案件を扱う機会は減少している様子が窺えた。

(2) 東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件

---

<sup>39</sup> いずれの業務についても、後述する外弁規制の範囲内で、インドネシア人弁護士と協働で案件に関与するという趣旨である。

<sup>40</sup> ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の業務内容は、すなわち、インドネシア進出日系企業の法的支援に対するニーズの所在そのものである。

<sup>41</sup> すでにインドネシアに進出している日系企業への現地でのヒアリングからは明らかになりくい事項であるが、日系企業のインドネシア進出手続に関連する法的支援に対しては大きなニーズが存在する。

<sup>42</sup> 様々な業種の日系企業がインドネシアに進出しているという最近の状況に対応して、それぞれの業種ごとの規制調査についても重要性が増している。

<sup>43</sup> なお、現地法人の設立手続に関連するサービスは、コンサルティング会社等も取り扱っており、日系企業の進出にあたっては、このようなコンサルティング会社等に依頼することも多い。進出件数が多い製造業、特に日系独資での進出については、進出のノウハウがある程度確立していることから、コンサルティング会社が比較的安価なサービスを提供することが可能である。一方で、ローカルパートナーとの合弁契約の締結が必要な案件や進出に際してM&Aを行うといった案件については、法律事務所が扱うことになる。

<sup>44</sup> 特に、インドネシア会社法に基づく現地法人の運営に関する事項（株主総会の議事録作成、役員を選任手続等）については相談が多いようである。



五大法律事務所からの出向という形で駐在している弁護士については、扱う業務について、東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件という観点から分類することが可能である。

両者の割合については各弁護士様々であるが、(i) 東京及びその他の地域からの案件が8割でありジャカルタで獲得する案件が2割、(ii) 概ね半々、(iii) ジャカルタで獲得する案件のほうがやや多い、といった話をそれぞれ聞いた。

また、案件の規模に関する傾向については、東京からの案件は大型の M&A 案件など規模の大きな案件が多く、一方で、出向者がジャカルタで獲得する案件は東京からの案件と比較すると小規模な案件が多い、とのことである。

あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、出向者がジャカルタで獲得している案件についても東京の所属事務所の信用で獲得しているという側面が強く、仮に東京の所属事務所を離れるというようなことになった場合、同じように案件を獲得することはできないであろうとの指摘があった。さらに、東京の所属事務所を離れることになれば、ジャカルタで獲得する案件の性格も変わり、各種規制の調査といった小規模な業務が多くなるのではないかとの話を聞いた。

## 第5 日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方

### 1 外弁規制の概要及び運用の実情<sup>45</sup>

#### (1) インドネシアの弁護士資格が外国人には開放されていないこと

インドネシア弁護士法<sup>46</sup>は、弁護士になる資格としてインドネシア国民であることを要求しており（弁護士法第3条第1項）、外国人に弁護士資格の取得を開放していない。

したがって、インドネシアにおける日本法弁護士の活動形態は、後述する「外国人弁護士」としての枠内にとどまる。

#### (2) 外弁規制の概要

##### ア 外国人弁護士の定義

---

<sup>45</sup> 別途注釈のない限り、作成者による2014年11月提出の報告書に基づく。

<sup>46</sup> 法律2003年第18号。以下、「弁護士法」という。

「外国人弁護士」とは、「インドネシア国民ではないが、インドネシアの領土内において、発効している法律及び規則の規定にしたがって、弁護士業を行う者」である（弁護士法第1条第8号）。

#### イ 外弁規制の法的根拠及び外弁規制の内容

外弁規制の法的根拠は、弁護士法第7章（同法第23条及び第24条）並びに同法第23条第4項を受けて制定された「外国人弁護士雇用の要件及び手続並びに法教育及び法研究に対する無償法律サービス提供義務に関する法務人権大臣令2017年第26号」<sup>47</sup>を根拠とする。

弁護士法の規定から導かれるインドネシアにおける外弁規制の内容をまとめると、以下のとおりとなる。

- i 外国人弁護士は、裁判所において依頼者を代理することができない（弁護士法第23条第1項）。
- ii 外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営することができない（弁護士法第23条第1項、2017年大臣令第19条第1項）。
- iii 外国人弁護士は、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用されるという形態でのみインドネシアで就労することができる（弁護士法第23条第2項）。
- iv 外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用されるためには、弁護士会の推薦に基づく政府の許可が必要である（弁護士法第23条第2項）。
- v インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、母国法、商事及び仲裁分野における国際法に関する法律サービスを提供することができるが、インドネシア法に関する法律サービスを提供することはできない（弁護士法第23条第2項）。
- vi 外国人弁護士には、法教育及び法研究の分野における一定期間の無償法律サービスを提供する義務がある（弁護士法第23条第3項）。

---

<sup>47</sup> 以下、「2017年大臣令」という。

Ⅶ 外国人弁護士には、インドネシア弁護士倫理規定と法令を順守する義務がある（弁護士法第24条）。

ウ インドネシア法に関する法律サービスを提供することができないこと

前述のとおり、外弁規制上、インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、インドネシア法に関する法律サービスを提供することができない。

しかしながら、実際に現地において日系企業が求める法律サービスは、インドネシアにおける外資規制や各種規制の調査、進出に伴う現地での会社設立に関する問題、現地で発生する労務問題への対応、不動産に関する問題など、インドネシア法に基づく問題がほとんどであり、インドネシア法を扱えなければ対応することは不可能である。

この点について、現地で活動する日本法弁護士は、インドネシア法に基づく法律サービスについて、インドネシア人弁護士と協働して、その監督の下で行うという形で対処している。

たとえば、(i) クライアントとのミーティングにおいてインドネシア法に関する事項に話が及ぶ場合には、必ずインドネシア人弁護士の同席を求める、(ii) インドネシア法に関する意見を記載した意見書等には署名をせずインドネシア人弁護士のみが署名する、といった実務の在り方が存在する<sup>48</sup>。

さらに、インドネシアにおける法の運用には不透明な点が多く、インドネシア人弁護士でなければ細部を確認できない場合が多いため、インドネシア法に基づく問題について、日本法弁護士がインドネシア人弁護士の関与なく単独で扱うという事態はさほど想定できない。

以上の次第であり、日本法弁護士による法的支援の提供は、インドネシア法に関する部分について、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士との協働で行われることが大前提となる。

エ 外国人弁護士雇用の要件及び手続

(7) 手続の概要

外国人弁護士はインドネシアにおいて自ら法律事務所を経営することはできず、外国人弁護士がインドネシアで就労するためにはインドネシア法律事務所に雇用されなければならないが（弁護士法第23条第1項及び第2項）、かかる

---

<sup>48</sup> 当然のことながら、いずれも、インドネシア法を直接扱わないという外弁規制の範囲内において行う趣旨である。

インドネシア法律事務所による外国人弁護士雇用の要件及び手続については、2017年大臣令にその詳細が規定されている。

外国人弁護士はインドネシア国民ではないのであるから（弁護士法第1条第8号における「インドネシア国民ではないが」との文言。）、外国人弁護士を雇用するということは、すなわち、外国人を雇用するということである。

2017年大臣令は、インドネシア法律事務所が外国人弁護士を雇用する際の手続について、通常の外国人雇用手続に比してその要件を加重している。

すなわち、弁護士法第23条第2項及び2017年大臣令は、外国人弁護士につき就労許可を取得するためには、その前提として、法務人権大臣からの許可を得ることが必要であり、かつ、かかる法務人権大臣からの許可を得るためには弁護士会からの推薦状が必要である、という枠組みを採用している。

さらに、2017年大臣令において明文の規定は存在しないが、インドネシア統一弁護士会（PERADI）からの推薦状を取得するためには、同会が実施する倫理試験を受験し合格しなければならない、という運用がなされている。

#### (4) PERADI が実施する倫理試験及び弁護士会からの推薦状取得手続

前述のとおり、PERADI からの推薦状を取得するためには、PERADI が実施する倫理試験に合格しなければならず、同試験の形態として、筆記試験形式と口頭試問形式が存する。筆記試験形式の倫理試験は、2014年2月にはじめて実施され、以降同年8月及び2016年8月にそれぞれ実施されており、試験は英語で実施され、選択式問題及び記述式問題により構成されている。一方、口頭試問形式の倫理試験は、2016年8月以降に不定期に実施されており、その内容は、3名の試験官から、弁護士法及び弁護士行動規範に関する問題意識並びに後述する無償法律サービスの提供方法に関する質問等を受けて回答するというものあり、時間は合計で20～30分程度である<sup>49</sup>。

この倫理試験は、2014年8月に筆記試験が実施されて以降、しばらく実施されない状況が続いていたものの<sup>50</sup>、2016年8月に筆記試験が実施され、それ以降は不定期に口頭試問形式の倫理試験が行われており、2016年夏以降にジャカルタでの駐在を開始した日本人弁護士は全員倫理試験を受けることができているようである。

PERADI による倫理試験が実施される以前、PERADI はインドネシア法律事

---

<sup>49</sup>口頭試問形式の倫理試験の内容に関する記述は、実際に同試験を受けた日本人弁護士へのヒアリングに基づくものであるが（ヒアリング実施日：2018年2月13日）、試験が毎回同一の方法で行われることまでは確認できておらず、実際に試験を受ける際は、試験の具体的な実施態様につき事前に PERADI に対して照会を行うのが安全である。

<sup>50</sup> その原因として、2015年3月頃からの PERADI の分裂騒動の影響が考えられる。

務所において雇用されることを希望する外国人弁護士に対する推薦状の発給について極めて消極的であり、2012年頃には、推薦状の取得は事実上不可能という状態にまで至っていた。また、PERADI から推薦状を取得することができたとしても、法務人権大臣から許可を取得する際の手続が非常に困難であった。

倫理試験の実施後、そのような状況は改善され、倫理試験への合格を前提として、PERADI からの推薦状取得及びその後の法務人権大臣からの許可取得手続は円滑に行われていた。

しかし、一時期、倫理試験自体が実施されず、その影響で推薦状についても発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてきてはいるものの、PERADI の分裂は未だ解決しておらず、今後も PERADI からの推薦状の取得を巡る状況を注視する必要がある。

#### オ 無償法律サービス提供義務及びその運用を巡る状況

弁護士法は外国人弁護士に対して法教育及び法分野における無償法律サービスの提供を義務付け（同法第23条第3項）、その詳細は2017年大臣令に委ねられているところ（同法第23条第4項）、2017年大臣令は、インドネシア法律事務所に雇用される外国人弁護士に対して、教育界、法律研究、行政機関に対して無償法律サービスを提供することを義務付けている（2017年大臣令第17条第1項及び第2項）。そして、法務人権大臣からの許可<sup>51</sup>を延長するにあたっては、かかる無償法律サービスを少なくとも1年間に100時間提供したことに關する証明書の提出が要求される（2017年大臣令第10条第4項i）。

証明書は法律サービスの提供を受けた機関が発行しており、提供された法律サービスの時間数が記載されている。現状、準備に要した時間も時間数に含めることが可能である。

ジャカルタに駐在する日本法弁護士は、インドネシアの大学法学部において数回の講義を行うという形で義務を果たす場合が多い。このような義務履行の場については、PERADI から提供されるわけではなく、所属するインドネシア法律事務所の協力を得ながら、日本法弁護士が自ら確保しなければならない。

ある日本法弁護士によれば、無償法律サービスの提供時間が120時間<sup>52</sup>に満たず、総時間数が40時間程度であったが許可の延長が認められた、とのことであ

---

<sup>51</sup> 前述のとおり、外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用される際に必要となる法務人権大臣からの許可である。有効期間は1年。

<sup>52</sup> 2017年大臣令が施行される以前に適用された法務人権大臣決定2004年第M.11-HT.04.02号の下では、外国人弁護士は、少なくとも毎月10時間（すなわち少なくとも年間120時間）の無償法律サービス提供義務が課されていた。

る。一方で、別の日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所から、「最近  
は厳しく運用されているので、必ず120時間に到達するように。」との指示を受  
け、そのようにした旨述べていた。

## 2 インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義<sup>53</sup>

### (1) 序

インドネシア法に関する法律サービスを単独で提供することができないという外  
弁規制上の制約のもと、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与するこ  
の意義、すなわち、日系企業がインドネシア人弁護士を直接起用することと比較し  
た場合のメリットは、以下の3点にあるものと考えている。

- i 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能
- ii インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール
- iii クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニ  
ケーションの橋渡し

### (2) 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能

インドネシアでは、能力があり信用に値するインドネシア人弁護士を選択するこ  
とは容易ではない。

インドネシアにおける弁護士のクオリティは千差万別である<sup>54</sup>。その原因として、  
弁護士法に基づく司法試験の歴史が浅いこと、裁判例の公開が限定的であり法解釈  
学が発展途上であること、が挙げられる。また、いまだ司法に汚職の問題が存在す  
るインドネシアにおいては、弁護士の一部も汚職と無縁ではない。

このような状況のもと、日系企業、特に進出してからの歴史が浅い日系企業が、  
独力で、有能かつ信用に値するインドネシア人弁護士を探すことは容易ではない。  
そこで、依頼するインドネシア人弁護士の選定について、日本法弁護士又は日本の  
法律事務所が関与する必要がある。

日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所であれば、能力及び信用性  
についての検証は済んでいるはずであるから、ジャカルタにおける日本法弁護士の  
存在は、日系企業が起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する際の1つの指

<sup>53</sup> この部分は、2016年2月提出の報告書に基づく。

<sup>54</sup> 当然のことながら、能力の高いインドネシア人弁護士、高い倫理観を保持しているイン  
ドネシア人弁護士も存在することを強調しておく。

標となる。

### (3) インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール

たとえ、信頼に値するインドネシア法律事務所を起用したとしても、いまだ発展途上な部分も多いインドネシアの司法制度のもとにおけるインドネシア人弁護士の一般的な能力は、日本や欧米諸国と比較して発展途上という段階にある<sup>55</sup>。

そのような状況のもと、インドネシア人弁護士の業務に対する日本法弁護士によるクオリティコントロールという視点は、外弁規制下における日本法弁護士の存在意義という観点から重要である。

日本法弁護士は、日系企業の懸念点や感覚を共有した上で、日本での企業法務の経験及び日本法の知識を活用して、インドネシア人弁護士による成果物のクオリティを日系企業が求めるレベルにまで高めることができる。

すなわち、インドネシア法に基づく部分については、外弁規制上、インドネシア人弁護士しか処理することはできないが、日本法弁護士は、日本での企業法務の経験や日本法の知識に基づき、「このような条文もあるはずではないか?」「この点はおかしいのではないか?」「日本ではこのような法規制があるので、クライアントは、インドネシアでも同様の規制があるのかについて気にしている。」といった視点からインドネシア人弁護士の業務の精度を高めることが可能である。

さらに、時間管理の文化が異なるインドネシアにおいて、日本の文化に基づいて納期を管理し、適切な報告を行っていくことも可能である。

### (4) クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

クオリティコントロールとも関連する部分であるが、日本法弁護士が間に入ることによって、法的に重要な事実とそうでない事実を振り分けるなど、事実関係や争点を適切に整理してインドネシア人弁護士に伝えることができる。

また、日本法弁護士は、日系企業の文化や懸念点を共有し、これらを適切にインドネシア人弁護士に伝えることができる。特に、日本本社に向けての説明が可能であるという点については、インドネシア人弁護士には不可能な部分である。

さらに、クライアントと日本法の理解を共有していることにも意義がある。日本法の理解に基づくクライアントの疑問点を、日本法とインドネシア法の違いを考慮

---

<sup>55</sup> ジャカルタに駐在している日本法弁護士はいずれも一定以上のクオリティを有するインドネシア法律事務所に所属している。しかしながら、複数の日本法弁護士から、インドネシア人弁護士の業務のクオリティに対しては不満が残るという趣旨の話聞いた。

しつつ、インドネシア人弁護士に伝え、適切な回答を導くことができる。

加えて、日本法弁護士が間に入ることで、日本語での相談が可能となる。この点は、英語を話すことに抵抗があるクライアントのみならず、英語が堪能なクライアントにとっても意味がある。法文化が異なり、かつ、英語を母国語としないインドネシア人弁護士と、他国の法律に基づく問題について英語で完全なコミュニケーションをとることは容易ではない。

#### (5) 小括

以上述べたとおり、日本法弁護士がインドネシアにおいて外弁規制の下で果たすべき役割は、基本的には、インドネシア人弁護士とクライアントとの間をつなぐ業務、すなわち、「リエゾン業務」又は「コーディネート業務」といった言葉で表現される業務である。

### 3 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察

#### (1) 序

リエゾン業務又はコーディネート業務について意義があることは当然であるが、一方で、リエゾン業務において発揮される日本法弁護士の付加価値はクライアントから「見えにくい」部分であるという考え方もあり得る。また、日系企業のなかでも、日本本社に充実した法務部を有し、かつ、インドネシアの実情を知り尽くした駐在員を有する、進出してからの歴史が長い大企業であれば、信用に値する優秀なインドネシア人弁護士を直接起用し、リエゾン業務については内製化することも可能であろう。

さらに、リエゾン業務のうち言語的なコミュニケーションの橋渡し役しか果たせないのであれば、弁護士ではなく通訳としての役割を果たすに過ぎない。

そこで、以下、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野について考察する。

以下の考察は、あくまで外弁規制上の制約の範囲内において、すなわち、インドネシア人弁護士の監督のもと、インドネシア人弁護士との協働で行われることを前提とするものである<sup>56</sup>。

#### (2) 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野

---

<sup>56</sup> このような意味においては、リエゾン業務の一部であることに変わりはない。特に、クオリティコントロールの視点についての別の角度からの説明ともいえるであろう。



日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野は、日本における企業法務の経験を活かすことができる分野である。

まず、インドネシア法に準拠しない契約に関する契約書<sup>57</sup>の作成については、自ら行っても外弁規制上の問題は生じない。

また、たとえば、日系企業のインドネシア進出に際してローカル企業と合弁契約を締結する場合や M&A を行う場合など、インドネシア法に準拠する部分に加えて企業法務の特定の領域における専門知識が問われるような分野については、日本法弁護士は、外弁規制が許容する範囲内で、日本での経験を直接活用することが可能である。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、このような業務を多く扱っている。

さらに、インドネシア法が直接関係する問題についてインドネシア人弁護士が契約書やリーガル・メモランダム等の法的文書を作成するというような場合であっても、日本法弁護士は日本での経験に基づき、分析の視点や補充すべき事項を指摘し、法的理論の構成を示唆するなど、法的な分析能力、文書作成能力及び論理的思考力をクオリティコントロールの観点から活かすことができる。

日本での企業法務の経験を有しているからこそ、クライアントが重視する部分を理解することができるのである。

当然のことながら外弁規制が許容する範囲内においてという趣旨ではあるが、日本での企業法務の経験を直接活用することができる分野は、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての存在意義や付加価値を発揮しやすい分野である。

### (3) 日本法弁護士が力を発揮することが難しい分野

一方で、たとえば、行政や相手方に対して直接対応する必要がある分野については、インドネシア人弁護士でなければ対応が難しく、日本法弁護士が弁護士として力を発揮することができる部分は限られている。

特に、行政対応<sup>58</sup>については、法律の理論によって処理されるという側面より、コネクションの有無や賄賂によって処理される側面も一部に残っており<sup>59</sup>、日本法弁護士が踏み込むことは難しい。

また、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件については、インドネシア

---

<sup>57</sup> たとえば、準拠法をインドネシア法としないクロスボーダーの金融取引に関する契約書。

<sup>58</sup> たとえば、警察や入管当局への対応。

<sup>59</sup> 一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、投資調整庁（BKPM）での手続についてはクリーンかつ明確であるとの評価を聞いた。会社設立に関する投資調整庁での手続については、日本法弁護士が関与する業務として一般的である。

人弁護士でなければ対応できず、また、このような案件は企業法務を扱うインドネシア人弁護士のなかにも扱うことは避けたいと考える者もいるようであり、日本法弁護士が活躍する余地を見出すことは難しいのではないか<sup>60</sup>、<sup>61</sup>。

さらに、在留邦人個人をクライアントとする一般民事事件、特に裁判への対応が必要となる案件についても、日本法弁護士は法廷で依頼者を代理することができず、日本で蓄積した一般民事事件における訴訟の経験を活かすことができない。インドネシアの裁判所には、汚職の問題がいまだ残っていることにも留意すべきである。また、一般民事事件においてインドネシア人個人を被告として訴訟を行い勝訴したとしても、いまだ司法制度が発展途上のインドネシアにおいて、強制執行によって満足を得るといった場面は容易には想像できない。加えて、インドネシア人の相手方との交渉についても、インドネシア人弁護士が行うほかなく、通訳以上の役割を發揮することは難しいであろう。

インドネシアの司法制度は発展途上という状況であり、一部には、法律によって解決するという考え方が浸透していない場面が存在する。日系企業や在留邦人が今まさに直面している問題に対して支援を提供するという趣旨から、現地でのパイプを作るなどして、法が許す限りにおいてこのような分野にも踏み込んでいくという考え方もあるかもしれないが、そのような活動を業務の中心に据えるのであれば、法解釈によって物事を解決するという弁護士の業務からは離れたものになるであろう。

以 上

---

<sup>60</sup> 労務問題については、日系企業の間で法的支援のニーズが存在することが窺え、日本法弁護士による法的支援の可能性が感じられた分野である。一方で、日本法弁護士の労務問題への関与については、本文で述べた視点からも検討する必要がある。

<sup>61</sup> 労務問題全般に関して日本法弁護士が力を發揮することができないという趣旨ではない。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、労務問題を主な取扱業務の1つとして挙げている。ジャカルタ駐在日本法弁護士からは、たとえば、事業縮小に伴う従業員の別会社への転籍に関する案件や従業員の解雇に関する案件などに関わった話を聞いた。